



概要版

第3期

鈴鹿市子ども・子育て 支援事業計画

令和7年3月

鈴 鹿 市

1 計画策定の背景と趣旨

近年は急速に少子化が進行し、核家族化の進展や単独世帯数の増加に伴う地域のつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、就労環境や就労形態の多様化等により、こどもや子育てをめぐる環境は大きく変化しています。

このような状況の中、国は、「こども大綱」において、全てのこども・若者が、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。また、「こども

誰でも通園制度」の創設等、全てのこども・子育て世帯を対象にライフステージ全体を俯瞰して、切れ目のない子育て支援の充実を図るとともに、共働き・共育てを推進していくための総合的な対策を推進しています。

本市では、これらの状況を踏まえ、切れ目のない子ども・子育て支援の充実を進めていくとともに、鈴鹿で育ち、鈴鹿の未来を担うこどもたちの健やかな育ちへの支援ができる環境を整備するため、新たに「第3期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の基本理念

鈴鹿で育つ、鈴鹿の未来

～未来を担うこどもたちの健やかな育ちをめざして～

本市では、これまで、次世代育成支援対策推進法及び子ども・子育て支援法の基本理念を踏まえ、こどもの最善の利益が実現される社会を目指し、様々な子育て支援に取り組んできました。

本計画においては、鈴鹿市こども条例の基

本理念を踏まえつつ、第2期計画における基本理念である「鈴鹿で育つ、鈴鹿の未来 ～未来を担うこどもたちの健やかな育ちをめざして～」を継承し、引き続き、関連する施策を推進します。



鈴鹿市放課後児童対策計画

こども家庭庁及び文部科学省より発出された「令和6年度以降の放課後児童対策について（通知）」に基づく本市の放課後児童対策計画として位置付けます。

【具体的な取組等】

- 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な実施
- 学校の余裕教室の活用



第2期鈴鹿市こどもの貧困対策計画

「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく「鈴鹿市こどもの貧困対策計画」として位置付けます。

【具体的な取組等】

- 教育の支援
- 生活の安定に資するための支援
- 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
- 経済的支援
- 相談・支援体制

3 計画の施策体系

鈴鹿で育つ、鈴鹿の未来

～未来を担うこどもたちの健やかな育ちをめざして～

基本目標 1 こどもや子育てにやさしい地域社会づくりの推進

こどもが地域社会の一員として尊重され、安心して健やかに育つことができるよう、地域みんなでこどもや子育てにやさしい社会づくりを進めます。

【具体的な事業内容】

- 利用者支援事業
- 地域子育て支援拠点事業（つどいの広場事業）
- 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

基本目標 2 安心してこどもを預けられる幼児教育・保育環境の整備

子育て世代の就労をはじめとする社会での活躍を支援するとともに、こどもの健やかな成長を育めるよう、保護者が安心してこどもを預けることのできる、多様で質の高い幼児教育・保育環境の整備を進めます。

【具体的な事業内容】

- 幼稚園、保育所（園）、認定こども園、認可外保育施設
- 一時預かり事業（幼稚園型・幼稚園型を除く）
- 時間外保育事業（延長保育事業）
- 乳幼児健康支援一時預かり事業（病児・病後児保育事業）
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- こども誰でも通園制度

基本目標 3 こどもと子育て世代の一人ひとりの状況に応じた支援の推進

安心して妊娠・出産・子育てができ、全てのこどもが健やかに育つことができるよう、こどもと子育て世代の一人ひとりの状況に応じた途切れのない寄り添った支援を行います。

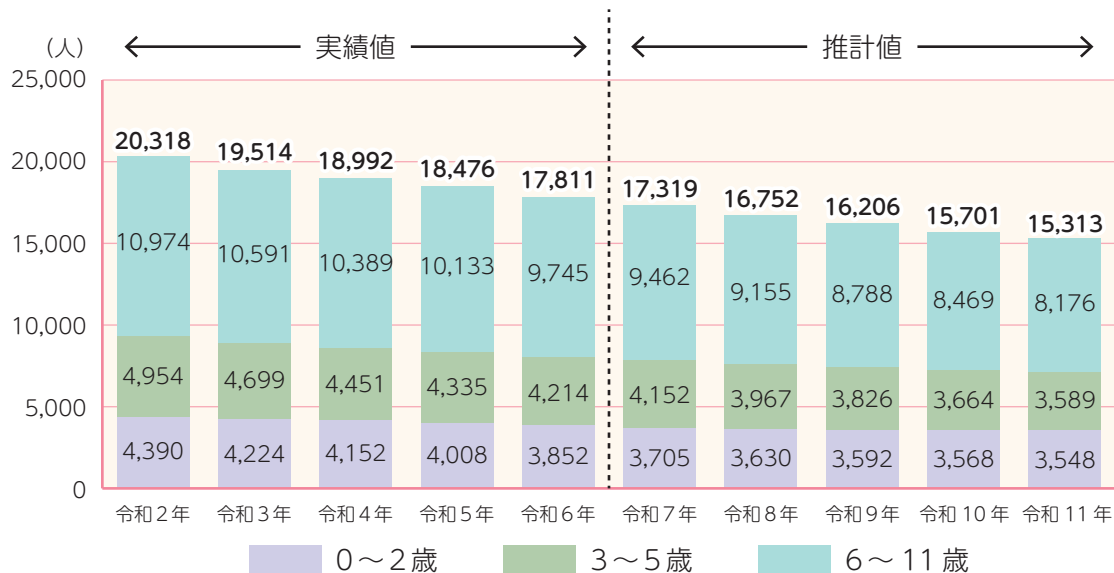
【具体的な事業内容】

- 利用者支援事業
- 妊婦健康診査事業
- 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）
- 養育支援訪問事業
- 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- 子育て世帯訪問支援事業
- 子育て短期支援事業（ショートステイ）
- 妊婦等包括相談支援事業
- 産後ケア事業



こどもの人口の推移と推計

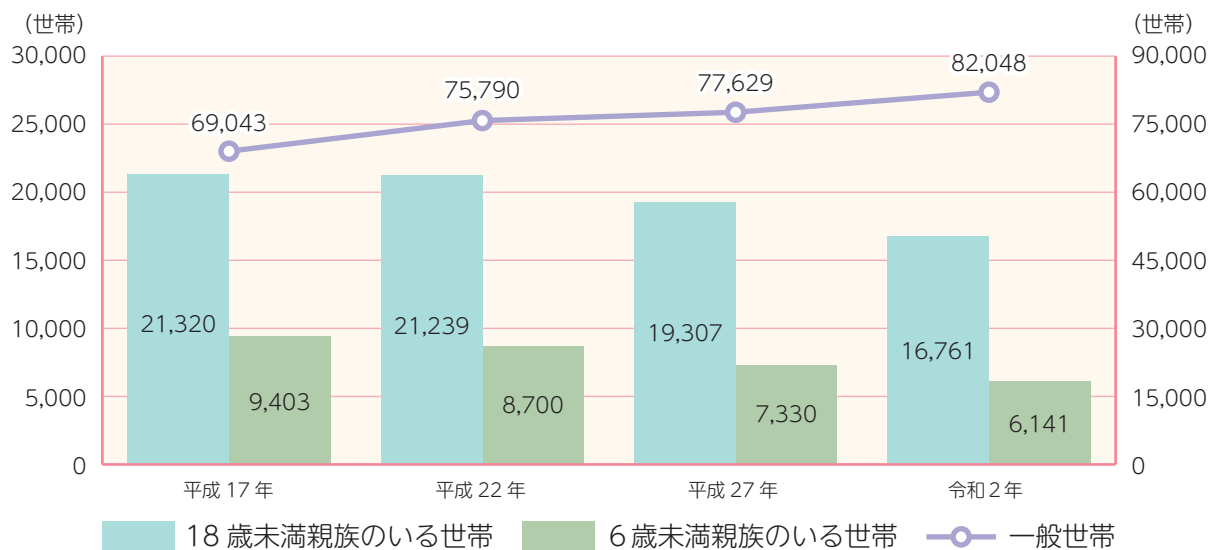
- 0～11歳までの人口は、前回計画の期間中である 2020（令和2）年から 2024（令和6）年まで毎年減少しており、2024（令和6）年では 17,811 人となっています。
- 2025（令和7）年以降の推計においても、0～11歳までの人口は減少する見込みとなっており、計画最終年の 2029（令和 11）年では 15,313 人になると見込まれます。



実績値：住民基本台帳（各年3月31日現在） 推計値：コーホート変化率法による推計

子育て世帯の推移

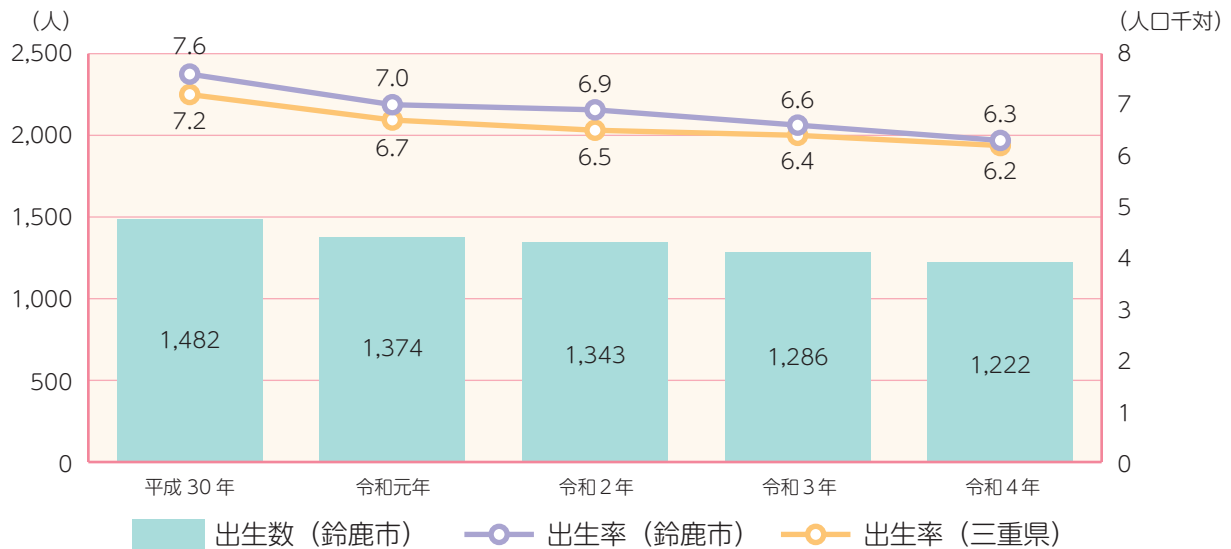
- 一般世帯数（住居と生計を共にしている人々の集まり、または一戸を構えて住んでいる単身者等）は増加傾向にあります。
- 一方、「18歳未満親族のいる世帯」、「6歳未満親族のいる世帯」はともに減少しており、一般世帯全体における「こどものいる世帯」の割合は減少しています。



資料：国勢調査（各年10月1日）

出生数・出生率の推移

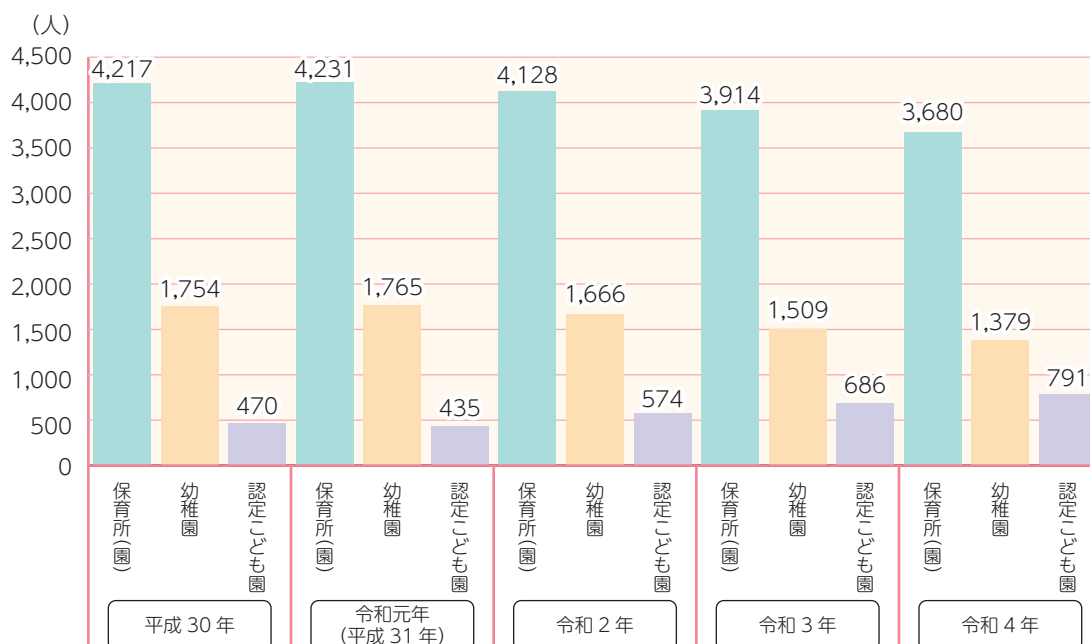
- 出生数は年々減少しており、2022（令和4）年では 1,222 人となっています。
- 出生率（人口千対）は、三重県より僅かに高い数値で推移していますが、2022（令和4）年は 6.3 で三重県とほぼ同等となっています。



資料：三重県の人口動態（各年 10 月1日）

保育所（園）・幼稚園・幼保連携型認定こども園の状況

- 保育所（園）児童数については、2019（平成 31）年以降、幼保連携型認定こども園への移行に伴って年々減少しており、2022（令和4）年では 3,680 人となっています。
- 幼稚園児童数については、2019（令和元）年以降、特に公立幼稚園の児童数の減少に伴って年々減少しており、2022（令和4）年では 1,379 人となっています。
- 幼保連携型認定こども園児童数については、2019（令和元）年以降、幼保連携型認定こども園数の増加に伴って年々増加しており、2022（令和4）年では 791 人となっています。



資料：鈴鹿市統計要覧（保育園は各年4月1日、幼稚園・認定こども園は各年5月1日）

4 量の見込みと確保方策

本計画では、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応する確保量と実施時期）を定めています。

教育・保育

本市には、教育ニーズの対象施設として公立幼稚園が5園、私立幼稚園が4園、保育ニーズの対象施設として公立保育所が10園、私立保育所が24園、教育・保育の両方を担う施設として幼保連携型認定こども園が8園、幼稚園型認定こども園が1園あります。



区分	対象事業	現状値 (令和5年度)	令和11年度（計画終了年度）	
			量の見込み	確保方策
1号認定 (3～5歳児) 2号認定 (教育ニーズ、3～5歳児)	幼稚園 認定こども園	1,583 人	1,238 人	2,412 人
2号認定 (保育ニーズ、3～5歳児)	保育所（園） 認定こども園	2,726 人	2,351 人	3,115 人
3号認定 (0歳児)	保育所（園） 認定こども園	413 人	425 人	345 人
3号認定 (1歳児、2歳児)	保育所（園） 認定こども園	1,631 人	1,510 人	1,579 人



地域子ども・子育て支援事業（一部抜粋）

事業名		事業の内容	現状値 (令和5年度)	令和11年度(計画終了年度)	
				量の見込み	確保方策
利用者支援事業		教育・保育・保健施設や地域の子育て支援事業等について、情報提供や相談・助言等を行う事業	2箇所	6箇所	6箇所
地域子育て支援拠点事業		乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言等を行う事業	延べ 72,323人	延べ 102,700人	延べ 102,700人
妊婦健康診査事業		妊婦に対する健康診査等を実施する事業	延べ 15,180人	延べ 14,028人	延べ 14,028人
乳児家庭全戸訪問事業		生後4か月までの乳児家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	1,272人	1,181人	1,181人
養育支援訪問事業		養育支援が特に必要な家庭を訪問し、指導・助言等を行う事業	延べ 979人	延べ 541人	延べ 541人
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業		要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業			
子育て世帯訪問支援事業		家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭や、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家事支援等を行う事業		延べ 480人	延べ 480人
子育て短期支援事業		保護者の疾病等の理由で養育を受けることが困難となった児童を児童養護施設等で保護する事業	延べ 337人	延べ 353人	延べ 353人
ファミリー・サポート・センター事業		乳幼児や小学生等の保護者が、児童の預かり等を希望する際に利用する事業	延べ 3,663人	延べ 3,940人	延べ 3,940人
一時預かり事業	幼稚園型	幼稚園又は認定こども園で、通常の教育時間外に在園児を預かる事業	延べ 36,269人	延べ 29,407人	延べ 29,407人
	幼稚園型を除く	保護者の仕事や急な用事等により、乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業	延べ 7,913人	延べ 4,805人	延べ 4,805人
時間外保育事業		通常の利用日、利用時間以外の日及び時間において、保育所(園)、認定こども園で保育を実施する事業	延べ 1,385人	延べ 1,154人	延べ 1,154人
病児・病後児保育事業		病児・病後児を、病院、保育所等に付設された専用スペース等で一時的に保育する事業	延べ 1,197人	延べ 1,306人	延べ 1,306人
放課後児童クラブ		保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に、放課後の居場所を提供する事業	2,099人	2,332人	2,332人
実費徴収に係る補足給付を行う事業		低所得で生計が困難である世帯を対象に、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用等を助成する事業			
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進を図るための事業			
妊婦等包括相談支援事業		妊婦に対し、面談等を通じた心身の状況等の把握や相談等の援助を行う事業		延べ 3,444回	延べ 3,444回
産後ケア事業		出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業		延べ 580人	延べ 580人

こども誰でも通園制度

子どものための教育・保育給付を受けていない（保育所（園）、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育事業所に通っていない）0歳6か月から満3歳未満の小学校就学前こどもに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、こども及び保護者の心身の状況及び養育環境

を把握するための面談並びに保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う制度です。（本計画からの新制度）

本市では、2026（令和8）年度からの実施に向け準備を進めます。

区分	令和 11 年度（計画終了年度）	
	量の見込み	確保方策
0歳児	1日当たり 21 人	1日当たり 34 人
1歳児	1日当たり 27 人	1日当たり 35 人
2歳児	1日当たり 22 人	1日当たり 38 人

5 計画の評価と進行管理

国の基本指針に基づき、引き続きこども・子育て会議において、毎年度事業の実施状況の点検・評価を行うとともに、こども・子育て会議での審議の後には市ウェブサイト等で公表を行い、市民への周知を図る等、「PDC Aサイクル」のプロセスを踏まえた計画の進行管理や事業の評価、検証などに取り組みます。

また、計画期間中、量の見込みと実績とが大きく乖離する場合などにおいては、適切な事業の実施を行うため、必要に応じて本計画の見直しを行います。



【発行日】 令和 7 年 3 月

【発 行】 鈴鹿市

【編 集】 子ども政策部子ども政策課

〒513 - 8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号

電話／ 059 - 382 - 7661 FAX／ 059 - 382 - 9054

E - mail kodomoseisaku@city.suzuka.lg.jp

URL <https://www.city.suzuka.lg.jp/>